

京都市訓令甲第 18 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条中「医師及び歯科医師」を「京都市職員給与条例別表第1の2の給料表の適用を受ける職員」に、「医師等」を「医療職給料表適用職員」に改める。

第5条後段中「医師等」を「医療職給料表適用職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(管理監督職を占める職員の特例退職に係る退職手当の基本額に関する特例)

2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員が京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日(同条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日)に退職した場合における第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「年齢」とあるのは「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」と、「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則に次の1表を加える。

附則別表

定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数	割 合
1年	0.024
2年	0.048
3年	0.072
4年	0.096

5年	0. 1 2
----	--------

別表備考中「医師等」を「医療職給料表適用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)